

令和4年2月1日

令和3年度協議会臨時会議案書

相模川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議 案 第 1 号	「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について	1
議 案 第 2 号	「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正について	15

議案第1号

「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正 について

「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部を次のように改正する。

第4項の「各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。」について、「各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。なお、負担区分については別紙2のとおりとする。」と改める。

第7項(1)の「各年度の予定流入量は、各年度ごとに流域関連市町から確認した下水量とする。」について、「各年度の予定流入量は、相模川流域下水道事業連絡協議会にて定める「相模川流域下水道の維持管理について」により算定した下水量とする。」と改める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」新旧対照表

新	旧
1 【略】	1 本要領は、「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
2 【略】	2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
3 【略】	3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。 (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。 (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。 (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。 <u>なお、負担区分については別紙2のとおりとする。</u> (1) 県負担額 = 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額 + 水質管理費の公費の1/2の額 + 調査研究費の1/2の額 + 広報費の1/2の額 (2) 関連市町負担総額 = 負担対象額 - 県負担額	4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。 (1) 県負担額 = 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額 + 水質管理費の公費の1/2の額 + 調査研究費の1/2の額 + 広報費の1/2の額 (2) 関連市町負担総額 = 負担対象額 - 県負担額
5 【略】	5 各年度の維持管理負担金は、次の（1）と（2）によりそれぞれ算定した額の合算した額を処理開始している関連市町（当該年度途中に処理開始した場合を含む。）が負担する。 (1) 直接維持管理費及び間接維持管理費 $\left\{ \begin{array}{l} \text{当該年度} \quad \text{当該年度} \quad \text{当該年度各市町} \\ \text{関連市町} - \text{雨天時} \quad \times \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{負担総額} \quad \text{増水対策費} \quad \text{予定負担率} \end{array} \right\}$ $+ \left\{ \begin{array}{l} \text{前々年度} \quad \text{前々年度} \\ \text{関連市町} - \text{雨天時} \quad \times \text{直接及び間接維持管理費} - \text{直接及び間接維持} \\ \text{負担総額} \quad \text{増水対策費} \quad \text{実績負担率} \quad \text{管理費負担額} \end{array} \right\}$

新	旧															
<p>6 【略】</p> <p>7 各年度の流入量は、次によるものとする。</p> <p>(1) 各年度の予定流入量は、<u>相模川流域下水道事業連絡協議会にて定める「相模川流域下水道の維持管理について」</u>により算定した下水流量とする。</p> <p>(2) 各年度の実績流入量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した流量とする。</p> <p>(3) 各年度の実績流入量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。</p> <p>8 【略】</p>	<p>(2)雨天時増水対策費</p> $ \begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \right) \\ + & \left(\begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{負担額} \end{array} \right) \end{aligned} $ <p>6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。</p> <p>(1)直接維持管理費及び間接維持管理費 各年度各市町負担率（予定・実績） 下水の各市町流入量（計画・実績） ＝ $\frac{\text{下水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{下水の総流入量（計画・実績）}}$</p> <p>(2)雨天時増水対策費 各年度各市町負担率（予定・実績） 雨天時浸入水の各市町流入量（計画・実績） ＝ $\frac{\text{雨天時浸入水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{雨天時浸入水の総流入量（計画・実績）}}$</p> <p>7 各年度の流入量は、次によるものとする。</p> <p>(1) 各年度の予定流入量は、<u>各年度ごとに流域関連市町から確認した下水量</u>とする。</p> <p>(2) 各年度の実績流入量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した流量とする。</p> <p>(3) 各年度の実績流入量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。</p> <p>8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="818 1485 1423 1664"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>納付期限</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>4月30日</td> <td>維持管理負担金の1/6の額</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月31日</td> <td>維持管理負担金の1/4の額</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月31日</td> <td>維持管理負担金の1/3の額</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>年度内に通知する</td> <td><補正後の維持管理負担金> －<第1期～第3期の納付済額></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。</p> <p>(2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。</p> <p>(3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。</p>	期 間	納付期限	納付額	第1期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額	第2期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額	第3期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額	第4期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> －<第1期～第3期の納付済額>
期 間	納付期限	納付額														
第1期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額														
第2期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額														
第3期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額														
第4期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> －<第1期～第3期の納付済額>														

新	旧
9 【略】	9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。
10 【略】	10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。
11 【略】	11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。
<p>12 【略】</p> <p>附 則 この要領は、平成16年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成19年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成19年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p>

○ 維持管理費の負担区分について

1. 直接維持管理費の費用負担

直接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担とする。

(1) 業務管理費

流域下水道の維持管理における処理場運転等の直接維持管理を行う、県職員及び公社職員の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流式処理区域からの雨水（以下、「合流雨水」という。）及び分流式処理区域からの雨天時浸入水（以下、「雨天時浸入水」という）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(2) 処理場費

処理場等の水処理、汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用である。汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用については、私費（利用者）負担とし、水処理に係る費用については下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）ごとに次のとおりとする。

(ア) 有収水量に係る費用負担

a 一般排水に係る費用負担

汚水に係る維持管理費については、下水道財政研究委員会の第1次委員会提言以降、私費（利用者）負担の原則が確立され、かつ実際にも定着してきている。またこれらの費用は、利用者によって生じる費用であることから、受益者負担の原則により使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

b 特定排水に係る費用負担

下水道に排出される汚水を、一般排水と特定排水とに区分する考え方は、昭和48年の第3次下水道財政研究委員会において提唱された考え方であり、この考え方は昭和60年の第5次下水道財政研究委員会の提言にも引き継がれている。

この考え方にに基づき特定排水とは、企業活動に伴い工場・事業所等から下水道に排出される汚水のうち、一般家庭の通常的生活排水の実態や生活関連業種の実情等に留意して区分された、一定量以上の部分をいうものとして定義づけることとし、一般排水と同様に受益者負担の原則に基づき、使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

c 区域外流入水に係る費用負担

区域外流入とは、下水道法第9条第1項に規定する供用開始の公示がなされていない区域から、同法第24条第1項に規定する許可を受けて流入する汚水であることから、一般排水及び特定排水に係る費用と同様に、受益者負担の原則に基づき私費（利用者）負担とする。

(イ) 不明水に係る費用負担

不明水とは、処理場における汚水処理量から、下水道使用料の対象となるものとして下水道管理者が認定した水量（有収水量）を差し引いたものをいう。

この不明水については、総務省通知による一般会計繰出基準において、整備計画時に見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費については、公費支出が認められているので、整備計画時の地下水量分を私費（利用者）負担とし、これを超える分の不明水を市町公費負担とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{利用者} \\ \text{負担分} \\ \text{比率} \end{array} = \frac{\text{全体計画地下水量（日平均）}}{\text{全体計画有収水量（日平均）}} \times 100 \right]$$

(ウ) 合流式処理区域からの雨水に係る費用負担

雨水は合流式処理区域からの流入であり、構造的に処理場に流入することになるため、雨水に係る合流式処理区域を持つ各関連市町の公費負担とする。

(エ) 分流式処理区域からの雨天時浸入水に係る費用負担

雨天時浸入水は、雨天時に分流式処理区域から流入される雨水であるため、市町公費負担とする。

(3) 管渠費

管渠費は、主に管渠の清掃や補修に要する費用である。費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(4) ポンプ場費

ポンプ場費は、下水を中継するためのポンプ場施設に係る運転管理費等が主な費用であり、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

2. 間接維持管理費の費用負担

間接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担及び県負担とする。

(1) 一般管理費

一般管理費とは、間接的な施設管理や一般事務に要する費用、及び運転管理等の業務を実施するための予算、決算経理、物品購入、水質管理、財産管理等を行う県職員や公社職員等の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

また、神奈川県下水道公社は、「流域下水道維持管理の受託」のほか「下水道技術に関する調査研究」及び「下水道知識の普及」等の業務を行い、県及び市町の下水道事業等に協力することを本来の目的としていることから、その適正な運営の増進に寄与するため、下水道公社の常勤役員報酬は、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(2) 水質管理費

水質管理に係る費用は、処理場の水質測定に要する費用、悪質下水による下水道施設の損傷防止のために要する費用等である。

これらの費用は、公共用水域の水質を保全するためのものであり、全て私費（利用者）に帰すべきものではないと考えられるため、私費（利用者）と市町公費によって、それぞれ1/2ずつ負担することが適当と考えられる。しかしながら、県は流域下水道管理者として下水道法第8条の規定により処理場からの放流水の水質確保が義務付けられているため、県と関連市町の共同業務として市町公費負担分について、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(3) 調査研究費

(ア) 調査研究費

下水処理に関する調査、研究は、今後の水処理及び汚泥の処理処分や有効利用等に寄与するものとして原則として市町公費負担とするが、調査、研究の内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(イ) 放流先等の影響（水質）調査

処理場から処理水を公共用水域に放流した結果の影響調査である。この調査は下水道事業全般にわたり、また私費（利用者）に帰すべき費用ではないため、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(4) 広報費

下水道整備の目的である浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の実現に向け、より円滑な事業の推進に資するための啓発をはかるために実施する広報活動は、公共下水道管理者である市町が一般行政施策として実施するものであると考えられるが、その内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(5) 事業対策費

(ア) 処理場及び汚泥貯留地所在地負担金

流域下水道の処理場及び相模川汚泥貯留地は、各市町の処理場及び貯留地を集約したものと考えられ、地元対応は所在市が行うことになるが、これに係る経費は私費（利用者）負担とする。

(イ) 処理場及び汚泥貯留地の上部利用に係る費用

これに係る経費については、私費（利用者）負担とする。

(6) 予備費

大地震による被災時の応急復旧即応費、下水処理施設の緊急故障等に伴う復旧費処理施設運転におけるユーティリティ（電気料、燃料費等）の急騰に伴う予算充当費、及びその他、突発的な事故等、不測の事態への緊急対応費のための積立金として積立てる。なお、費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

3. 雨天時増水対策費の費用負担

雨天時増水対策費は、雨天時浸入水による溢水事故の防止、処理場施設の機能保全、放流先水域の水質保全に係る費用であるが、本来、雨天時浸入水削減対策は市町の責務であるため、費用負担については、市町公費負担とする。

相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

(改正後の全文)

- 1 本要領は、「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
- 2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
- 3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。
 - (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
 - (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
 - (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
- 4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。なお、負担区分については別紙2のとおりとする。
 - (1) 県負担額
 - = 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額
 - + 水質管理費の公費の1/2の額
 - + 調査研究費の1/2の額
 - + 広報費の1/2の額
 - (2) 関連市町負担総額
 - = 負担対象額 - 県負担額
- 5 各年度の維持管理負担金は、次の（1）と（2）によりそれぞれ算定した額の合算した額を処理開始している関連市町（当該年度途中で処理開始した場合を含む。）が負担する。

(1)直接維持管理費及び間接維持管理費			
{	$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{関連市町} \\ \text{負担総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \right]$	×	$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \right]$
+	$\left[\begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{関連市町} \\ \text{負担総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \right]$	×	$\left[\begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持} \\ \text{管理費負担額} \end{array} \right]$

(2)雨天時増水対策費

$$\begin{array}{l}
 \left[\begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \right] \\
 + \left[\begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{負担額} \end{array} \right]
 \end{array}$$

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

(1)直接維持管理費及び間接維持管理費

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{下水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{下水の総流入量（計画・実績）}}$$

(2)雨天時増水対策費

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{雨天時浸入水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{雨天時浸入水の総流入量（計画・実績）}}$$

7 各年度の流入量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定流入量は、相模川流域下水道事業連絡協議会にて定める「相模川流域下水道の維持管理について」により算定した下水量とする。
- (2) 各年度の実績流入量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 各年度の実績流入量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額
第 4 期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>

- (1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。
- (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。
- (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。

- 9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。
- 10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。
- 11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。
- 12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。

附 則

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則

この要領は、平成19年度から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

令和 年度実績流入量について (報告)

令和 年度に相模川流域下水道へ流入した水量の実績は、次のとおりでしたので報告します。

実績流入量	内 訳			
	実績有収水量	実績不明水量	実績合流雨水量	実績雨天時 浸入水量
m ³ /年	m ³ /年	m ³ /年	m ³ /年	m ³ /年

(問い合わせ先 内)

(注意事項)

- 1 実績流入量とは、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量として、各市町が測定した水量とする。
- 2 実績有収水量とは、製品として出荷された水量等を除いた後の、流域関連公共下水道に流入するものとして各市町が認定した水量とする。
- 3 実績合流雨水量とは、流域関連公共下水道の合流式処理区域から流域下水道へ流入した雨水として、各市町が測定した水量とする。
- 4 実績雨天時浸入水量とは、雨天時に流域関連公共下水道の分流式処理区域から流域下水道へ流入した雨水として、各市町が測定した水量とする。
- 5 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。

○ 維持管理費の負担区分について

1. 直接維持管理費の費用負担

直接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担とする。

(1) 業務管理費

流域下水道の維持管理における処理場運転等の直接維持管理を行う、県職員及び公社職員の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流式処理区域からの雨水（以下、「合流雨水」という。）及び分流式処理区域からの雨天時浸入水（以下、「雨天時浸入水」という）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(2) 処理場費

処理場等の水処理、汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用である。汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用については、私費（利用者）負担とし、水処理に係る費用については下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）ごとに次のとおりとする。

(ア) 有収水量に係る費用負担

a 一般排水に係る費用負担

汚水に係る維持管理費については、下水道財政研究委員会の第1次委員会提言以降、私費（利用者）負担の原則が確立され、かつ実際にも定着してきている。またこれらの費用は、利用者によって生じる費用であることから、受益者負担の原則により使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

b 特定排水に係る費用負担

下水道に排出される汚水を、一般排水と特定排水とに区分する考え方は、昭和48年の第3次下水道財政研究委員会において提唱された考え方であり、この考え方は昭和60年の第5次下水道財政研究委員会の提言にも引き継がれている。

この考え方にに基づき特定排水とは、企業活動に伴い工場・事業所等から下水道に排出される汚水のうち、一般家庭の通常的生活排水の実態や生活関連業種の実情等に留意して区分された、一定量以上の部分をいうものとして定義づけることとし、一般排水と同様に受益者負担の原則に基づき、使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

c 区域外流入水に係る費用負担

区域外流入とは、下水道法第9条第1項に規定する供用開始の公示がなされていない区域から、同法第24条第1項に規定する許可を受けて流入する汚水であることから、一般排水及び特定排水に係る費用と同様に、受益者負担の原則に基づき私費（利用者）負担とする。

(イ) 不明水に係る費用負担

不明水とは、処理場における汚水処理量から、下水道使用料の対象となるものとして下水道管理者が認定した水量（有収水量）を差し引いたものをいう。

この不明水については、総務省通知による一般会計繰出基準において、整備計画時に見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費については、公費支出が認められているので、整備計画時の地下水量分を私費（利用者）負担とし、これを超える分の不明水を市町公費負担とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{利用者} \\ \text{負担分} \\ \text{比率} \end{array} = \frac{\text{全体計画地下水量（日平均）}}{\text{全体計画有収水量（日平均）}} \times 100 \right]$$

(ウ) 合流式処理区域からの雨水に係る費用負担

雨水は合流式処理区域からの流入であり、構造的に処理場に流入することになるため、雨水に係る合流式処理区域を持つ各関連市町の公費負担とする。

(エ) 分流式処理区域からの雨天時浸入水に係る費用負担

雨天時浸入水は、雨天時に分流式処理区域から流入される雨水であるため、市町公費負担とする。

(3) 管渠費

管渠費は、主に管渠の清掃や補修に要する費用である。費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(4) ポンプ場費

ポンプ場費は、下水を中継するためのポンプ場施設に係る運転管理費等が主な費用であり、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

2. 間接維持管理費の費用負担

間接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担及び県負担とする。

(1) 一般管理費

一般管理費とは、間接的な施設管理や一般事務に要する費用、及び運転管理等の業務を実施するための予算、決算経理、物品購入、水質管理、財産管理等を行う県職員や公社職員等の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

また、神奈川県下水道公社は、「流域下水道維持管理の受託」のほか「下水道技術に関する調査研究」及び「下水道知識の普及」等の業務を行い、県及び市町の下水道事業等に協力することを本来の目的としていることから、その適正な運営の増進に寄与するため、下水道公社の常勤役員報酬は、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(2) 水質管理費

水質管理に係る費用は、処理場の水質測定に要する費用、悪質下水による下水道施設の損傷防止のために要する費用等である。

これらの費用は、公共用水域の水質を保全するためのものであり、全て私費（利用者）に帰すべきものではないと考えられるため、私費（利用者）と市町公費によって、それぞれ1/2ずつ負担することが適当と考えられる。しかしながら、県は流域下水道管理者として下水道法第8条の規定により処理場からの放流水の水質確保が義務付けられているため、県と関連市町の共同業務として市町公費負担分について、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(3) 調査研究費

(ア) 調査研究費

下水処理に関する調査、研究は、今後の水処理及び汚泥の処理処分や有効利用等に寄与するものとして原則として市町公費負担とするが、調査、研究の内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(イ) 放流先等の影響（水質）調査

処理場から処理水を公共用水域に放流した結果の影響調査である。この調査は下水道事業全般にわたり、また私費（利用者）に帰すべき費用ではないため、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(4) 広報費

下水道整備の目的である浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の実現に向け、より円滑な事業の推進に資するための啓発をはかるために実施する広報活動は、公共下水道管理者である市町が一般行政施策として実施するものであると考えられるが、その内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(5) 事業対策費

(ア) 処理場及び汚泥貯留地所在地負担金

流域下水道の処理場及び相模川汚泥貯留地は、各市町の処理場及び貯留地を集約したものと考えられ、地元対応は所在市が行うことになるが、これに係る経費は私費（利用者）負担とする。

(イ) 処理場及び汚泥貯留地の上部利用に係る費用

これに係る経費については、私費（利用者）負担とする。

(6) 予備費

大地震による被災時の応急復旧即応費、下水処理施設の緊急故障等に伴う復旧費処理施設運転におけるユーティリティ（電気料、燃料費等）の急騰に伴う予算充当費、及びその他、突発的な事故等、不測の事態への緊急対応費のための積立金として積立てる。なお、費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

3. 雨天時増水対策費の費用負担

雨天時増水対策費は、雨天時浸入水による溢水事故の防止、処理場施設の機能保全、放流先水域の水質保全に係る費用であるが、本来、雨天時浸入水削減対策は市町の責務であるため、費用負担については、市町公費負担とする。

議案第2号

「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正について

「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部を次のように改正する。

第1条の「流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、建設に係る給与費・事務費を除き、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。ただし、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用は、関連市町の全額負担とする。」について、「流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用等については、県が全額負担する。また、相模川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の相模川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。」と改める。

第2条の表中の「建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費」を「建設改良費」と改める。

第7条の「この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。」について、「この改正後の負担の原則は、令和5年度から適用する。ただし、建設に係る給与費・事務費の関連市町の負担割合は、令和5年度は6分の1、令和6年度は3分の1とする。また、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入する費用の関連市町の負担割合は、令和5年度は6分の5、令和6年度は3分の2とする。」と改める。

「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

新	旧												
<p>相模川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則</p> <p>1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用等については、県が全額負担する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>また、相模川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の相模川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。</u></p> <p>2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">負担の割振り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設改良費</td> <td>全市町で計画汚水量に比例して負担する</td> </tr> <tr> <td>専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用</td> <td>全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 【略】</p> <p>4 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p>7 <u>この改正後の負担の原則は、令和5年度から適用する。ただし、建設に係る給与費・事務費の関連市町の負担割合は、令和5年度は6分の1、令和6年度は3分の1とする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>また、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入する費用の関連市町の負担割合は、令和5年度は6分の5、令和6年度は3分の2とする。</u></p>	区分	負担の割振り	建設改良費	全市町で計画汚水量に比例して負担する	専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する	<p>相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則</p> <p>1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、<u>建設に係る給与費・事務費を除き、</u>県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ただし、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用は、関連市町の全額負担とする。</u></p> <p>2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">負担の割振り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費</u></td> <td>全市町で計画汚水量に比例して負担する</td> </tr> <tr> <td>専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用</td> <td>全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。</p> <p>4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。</p> <p>5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。</p> <p>6 この負担に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。</p> <p>7 <u>この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。</u></p>	区分	負担の割振り	<u>建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費</u>	全市町で計画汚水量に比例して負担する	専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する
区分	負担の割振り												
建設改良費	全市町で計画汚水量に比例して負担する												
専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する												
区分	負担の割振り												
<u>建設に係る給与費・事務費を除く建設改良費</u>	全市町で計画汚水量に比例して負担する												
専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する												

相模川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則

(改正後の全文)

- 1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。

ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用等については、県が全額負担する。

また、相模川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の相模川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。

- 2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。

区分	負担の割振り
建設改良費	全市町で計画汚水量に比例して負担する
専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用	全市町で維持管理負担金と同じ負担割合で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。

6 この負担に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

7 この改正後の負担の原則は、令和5年度から適用する。ただし、建設に係る給与費・事務費の関連市町の負担割合は、令和5年度は6分の1、令和6年度は3分の1とする。

また、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入する費用の関連市町の負担割合は、令和5年度は6分の5、令和6年度は3分の2とする。